

## 渡航自粛の要請について

外務省及び厚生労働省において、水際対策上特に対応すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域及び感染症危険情報レベル3対象国・地域に指定した国・地域については、我が国への帰（再入）国を前提とした短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請いたします。

また、全ての国・地域から帰（再入）国する場合は、原則として、渡航先を出国する前72時間以内に検査を受けて取得した新型コロナウイルスに「陰性」であることを証明する検査証明を必ず持参してください。

（注1）外務省及び厚生労働省において、水際対策上特に対応すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域については、以下をご覧ください。



<http://www.moj.go.jp/isa/content/001348857.pdf>

（注2）感染症危険情報レベル3対象国・地域については以下の外務省ホームページをご覧ください。



<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

出入国在留管理庁